

島国である我が国は、本土と呼ばれる北海道・本州・四国・九州のほか大小多くの島から成る。本土以外の島しょ部においても人々の生活があり、そこで活動する司法書士もいる。島しょ部においても司法過疎に関する問題が存在するが、本土の司法過疎地と通ずる問題点がある一方、陸続きでない島しょ部特有の問題点もある。そのような中で、司法書士はどのように活動をし、島民をはじめ法務局や裁判所、役場等と関わっているのか。

本特集では、“島に生きる司法書士”の活動・生活を紹介すると共に、島しょ部における司法過疎の現状と課題・取組み等について検討・考察する。

島しょ部における司法過疎の現状と課題 －法サービス全体の「質」の充実をめざして－

鹿児島大学司法政策教育研究センター教授

よねだ けんいち
米田 憲市



1. はじめに

「法の支配」の実現にあたり、法サービス¹⁾を確保できる状況が平等に保証されること、その中で、それが損なわれている社会状態である司法過疎といわれる状況があるとすれば、それを解消することが政策的な課題となることは、自明の理である²⁾。

本特集で取り上げるいわゆる「島しょ」は、「法の支配」を実現するに当たって対処すべき様々な具体的課題を突き付ける存在である。さらに、「島しょ」の事情を手掛かりにすると、我が国の司法制度の全体像や「法」の在り様が顕著に浮き彫りになる点で、示唆に満ちた空間でもある³⁾。

1999（平成11）年から始まった司法制度改革により弁護士が増員され、これまで弁護士がいなかった地域でも開業するようになった。同時に、従前からのひまわり基金によるものと合わせ、日本司法支援センターの設置により司法過疎対策業務のもとで弁護士が配属される地域事務所（いわゆる4号事務所）が設けられるようになった。しかし、司法過疎といわれる問題への対応には、弁護士の配置だけで解決されるものではなく、司法制度全体として「法サービス」の提供状況についての作動を問い、社会全体で対応策がとられることが必要である⁴⁾。

その中で、司法書士⁵⁾は、日常生活において弁護士より身近に存在する法専門職⁶⁾であり、簡易裁判所での代理権を付与されて

いる、「法の支配」の欠くべからざる担い手として、その責務を果たすことが期待される。

2. 司法過疎と法専門職の取り組み

2-1. 法専門職の「分布（数）」問題としての司法過疎

「司法過疎」は、司法制度へのアクセスの問題のひとつを象徴するキーワードである⁷⁾。司法過疎が、具体的な問題としてイメージできるようになったのは、日本弁護士連合会(以下、「日弁連」)が、1993(平成5)年に、地方裁判所の本庁・支部の管轄を基準にいわゆる「ゼロ・ワン」マップを作成し、「弁護士過疎」としてこの問題を「可視化した」ことが大きく寄与していることは間違いない⁸⁾。特に、「ゼロ・ワン」というネーミングは、「ワン」を問題に含めたことで、①紛争の当事者双方に対等に代理人が必要であるという、紛争という対立状況とそこでの対等性(平等性)に訴えた点、②問題を「量」的に把握することで対策の達成目標を明確にしたという点で、関係者の琴線に触れる優れたものであったといえよう。

その後の、「ひまわり基金法律事務所」の設置や、日本司法支援センターでの地域事務所の設置による弁護士の配属の推進はこれを基準になされたものであって、「ゼロ・ワン」は日弁連の弁護士過疎政策や司法制度改革の際の取り組みのガイドラインとして機能するだけでなく、その問題性を社会的に喚起する力も極めて大きなものであったと思われる。

司法書士会でも、全国青年司法書士協議会により、2004(平成16)年に「1997年および2002年の司法書士および弁護士名簿による全国市町村別の分布状況」を表す「ゼロ・ワン」マップが作成されるなど⁹⁾、基準はいろいろあるが「司法書士ゼロ・ワン」を意識した司法過疎問題への取り組みを強化する活動が行われた。

このように、「司法過疎」の問題を「量」

的に把握しようとする志向は、2009(平成21)年から発行されている司法書士白書でも見て取ることができる。そこでは、日弁連が採用する基準である地方裁判所の本庁・支部よりきめ細かく、また自らの制度的権限と密着する簡易裁判所を基準とした司法書士の分布の数値が取り上げられており、社会生活上の基盤としてより身近に機能している自治体単位や地図上の分布にも注目するなど、開業者の分布動向を多角的に把握することを試みている。

2-2. 司法書士の「法専門職」性向上への運動と「司法過疎」への取り組み

司法過疎対策との関連での司法書士の取り組みの特質は、弁護士と異なり、その職域の拡大、すなわち自らの法専門職としての「質」を変えることとより深く結びついている点に注目すべきであろう。

すなわち司法書士による司法過疎問題への注目は、2000(平成12)年に制定された民事法律扶助法における法律扶助事業の担い手としての参画や、2002(平成14)年の司法制度改革の一環として簡易裁判所の代理権の獲得、そして2006(平成18)年の日本司法支援センターへの参加に繋がる、一連の法専門職として「法の支配」の担い手としての役割の拡大と軌を一にしたものであったということである。

細田〔2009〕によれば、特に大きな変化と思われる2002(平成14)年の簡易裁判所の代理権の付与の際には、「弁護士のいない地域、いわゆる「司法過疎地」において司法書士が本人訴訟支援等を行ってきた実績が認められたこと」と、「司法書士と弁護士の違いとして一番に訴えたのは、全国にあまねく存在していること」であったという。

しかし、同時に、その背景では、1978(昭和53)年の司法書士法改正による特認司法書士の開業地制限の撤廃により地方の司法書士の減少が見られるようになり、2004(平成16)年の不動産登記法改正によるオンライン

申請の導入によって高齢の司法書士の廃業が増加するなどの事情が生じ、さらに、弁護士会の「ひまわり公設事務所」の設置によって、「司法書士のアクセスポイント機能が相対的に低くなる」という認識が広まることで、2005（平成17）年頃から日司連としての司法過疎対策が行われるようになった。これが開業支援の取組みや事業継承支援の取組みに繋がったというのである¹⁰⁾。

このように、司法書士による司法過疎への組織的対応は、司法制度における司法書士の役割の拡大という、自身が、提供する法サービスの「質」を変容させることと、それにより占めることが期待される社会的地位や果たすべき社会的責務の状況とを相関させる中で発展してきたといえる。

特に司法過疎地においては、司法書士が他に代わりのいない法専門職としてその状況の最前線にすることが想定され、司法書士の役割の拡大は、そこでもたらされる法サービスの質の充実に、より直接的に繋がると考えられる。

3. 「島しょ部」における法サービス

3-1. 「島しょ部」と司法過疎対策

さて、冒頭に述べたとおり、本特集で取り上げる「島しょ部」は、法サービスや司法過疎を考えるうえで示唆に満ちた空間である。そこには「島しょ部」固有の事情と思われる問題もあるが、多くは大規模4島内の司法過疎地と共通していたり、より一般に法サービスの改善に繋がる基本的な課題を見やすくしてくれる場所である。

まず注目すべきことは、弁護士による司法過疎対策の対象として島しょがどのように扱われてきたかを見ると、島しょのほとんどは、司法過疎対策の対象からこぼれ落ちる存在であった、ということである。すなわち、弁護士のゼロ・ワンによる司法過疎対策では、その

島しょを管轄とする地方裁判所の本庁・支部がゼロ・ワンでなければ対策の対象にならず、個々の島しょは考慮の対象ではなかったのである。

たとえば、鹿児島市内から空路であれば2時間程度、フェリーなら4時間程度、高速船で1時間半から2時間半程度かかる種子島や屋久島は、鹿児島地方裁判所本庁の管轄であり、鹿児島市に200人近くの弁護士がいるので、そもそも司法過疎対策の考慮の対象にならない。

現在の種子島は人口3万3千人ほどであり、裁判官が常駐する簡易裁判所と鹿児島家裁の出張所があるが、管見の限り弁護士が開業したことはなく、認定司法書士が4名いる。屋久島は人口1万2千人ほどであり、非常駐の簡易裁判所があり、最近まで弁護士登録をして開業していた住民がいるが現在は登録しておらず、本稿執筆時、弁護士はゼロ、認定司法書士が1名である。

人口10万人超の奄美群島¹¹⁾には、奄美大島、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島と8つの有人島しょがある。

しかし、鹿児島地方裁判所名瀬支部がある奄美市に、独立自営の法律事務所、大都市にいる同島出身者の所属する弁護士法人の支所、司法過疎の経験者同士で設立した弁護士法人の支所、法テラスの地方事務所、日弁連のひまわり基金による法律事務所があるため、それ以外の島すべてを含めてゼロ・ワンではないということになる。

このように、少なくとも弁護士の分布や配置の視点に基づく司法過疎対策においては、個々の島しょが考慮されにくい視点がとられていたということである。

3-2. 「陸続きでないこと」がもたらす司法事情

島しょが「陸続きでないこと」により、大規模4島の司法過疎地でない障害があることを想定することは容易であるが、その具体的側面のひとつは、島外との交通手段として乗

用車のみという方法を選択できず、例外はあるが、必ず公共交通機関に頼らざるを得ないということであろう。

たとえば、徳之島簡易裁判所の管轄では、人口が4万人を超え、徳之島に法テラスの地方事務所があつて弁護士が1名勤務しており、認定司法書士が1名いる¹²⁾。そこで、隣の島の沖永良部島の住民が当事者となった訴訟や調停があり、徳之島簡易裁判所や家庭裁判所の出張所に本人が出廷する場合、2泊3日の旅程となる。最もコスト的に合理的な手段であるフェリーを使うと、開廷日に徳之島にいるためには、前日午後に沖永良部島を出なければならない。しかし、開廷日当日に沖永良部島に帰るフェリーは午前10時より前に出港してしまうため、間に合わせようとすれば閉廷の時間を少なくとも午前9時以前にしなければならない。そして裁判官は月1回程度の填補のため、その日の事件が1件ということではなく、個人の事情に合わせた時間の調整は困難である。そのため、当事者はその翌日まで徳之島にいる必要が生じるのである。

これは、鹿児島島の島しょ部の公共交通網が、鹿児島空港をハブとして構築されていたり、鹿児島港と那覇港の間の一航路上での行き来を軸に構成されるためであるが、一般的に、同様の事情で隣接する島しょ間の移動は机上で想像されるよりも不便である。公共交通機関の設定はその2地点間の経済活動の大小などの関係に依存するが、裁判所の管轄や開廷時間の設定が現在の交通事情に合っていないところがあり、法サービスの提供者や受益者に過度な負担を強いていると思われる場合があるということである¹³⁾。

3-3. 島外からの法サービスと島しょ

また、たとえば島しょの交通手段は、天候に左右されやすいことも指摘しなければならない。鹿児島島の島しょ部では、台風はもちろん、数日にわたる悪天候に見舞われれば、そ

の間は、人はもちろん、物資の移動もできなくなる。筆者も、種子島で「雪」のために3日間空路、海路ともに欠航となり、延泊をした経験があるし、鹿児島大学法科大学院が実施していた実習¹⁴⁾でも、帰路の便の前倒し変更や、フェリーがその港を通過してしまう可能性があるとの連絡を受け、いざというときの島内移動手段や宿泊、そのための財政上の措置などの対応策を講じたことが何回かある。

こうした自然現象による交通事情への障害は避けがたいものではあるが、ひとたび起こったときは、島外から島しょに来ていたり、島外に出ていて帰島できなくなった場合に、その影響は小さくない。裁判官が填補の裁判所であれば、月に1回かそれに満たない弁論の機会が延期されたり、裁判官のスケジュールが狂うことになって、他の事件の関係者に玉突き的に影響が及ぶ。当たり外れといえばそれまでだが、大規模4島内に比べて天候に左右されやすい交通事情は、法サービスの提供者にも受益者にも備えるべきリスクとしての考慮事項や「祈りの対象」となり、暗黙の負担として存在している。

3-4. 「島しょ」での法律相談で見られた諸事情

(1) 島内交通事情と相談者の行動

鹿児島大学法科大学院が取り組んできた島しょでの法律相談実習を行っていたのは、人口が1万人以上で、面積的にも比較的大きな島であった。

しかし、島内の公共交通機関であるバスは、船や航空機の出発・到着時間や学校・役場等の始業・終業に合わせての運行であり、随時、思い立ったときに使えるものではなかった。さらに、島の規模は、「島」という言葉のイメージを超えて大変面積が大きく、島の南端の拠点から北端の拠点まで道路距離で40km超、車で1時間を優に超え、公共交通機関ではその倍以上かかり、島内の自治体の役場や拠点集

落を回ると、車での移動時間だけで3時間以上かかる島もある。

法律相談を実施する場合、たとえば役場であれば来慣れていて便利だろうと思いがちであるが、たとえば1時間ごとに相談枠を用意しても、公共交通機関によるとその枠の時間通りに来ることはほぼ不可能である。役場がある集落と異なる集落に住む人にとっては、相談の前後に相当の時間を確保する必要があり、複数の相談者が公共交通機関を使うとすれば、上記のような運行時間であるために、複数の相談者が同じバスで移動することを余儀なくされる。

しかし、よく知られるように、相談会場で他の人とすれ違うこと自体好ましくないという態度を示される相談者がたびたび見られ、相談を実施する側との信頼形成に影響を与えることがある。また、自家用車か家族や近隣の住民などに連れて行ってもらう場合や、タクシーで会場にやってくる場合には、相談に来たことを知られたくないという心情から、相談会場からやや離れた場所で下車したり、別の施設に駐車して歩いてきたり、住居地から車で1時間以上かかる、最も遠い相談会場を選んでくることも珍しくないのである¹⁵⁾。

(2) 相談案件の関係者等の島外への広がり

島しょでの生活や社会関係は、島しょの中で完結しているわけではない。島しょに法律問題はあるのかという問いをよく受けるが、それは多くの場合、島しょでの生活関係が島しょ内に閉じているという先入観によるものである¹⁶⁾。事実として、一般に想像されている以上に法律問題になり得る状況は存在し、それも島外との関係での相談が多い。

ネット通販が、ほぼ全国まさに津々浦々まで利用可能であることを想像してほしい。そうでなくても日常的な経済活動として島外との取引関係がある。大規模4島内や隣接する島しょに不動産を持っている場合もある。高等教育機関がないことや就職先が限られることから20才前後までに島外に出る人が多い

め、家族や親族が島外にいることは通常のことである。相続関係でも、関係者が島外にいることは普通のことであり、登記をきちんとしてきていないために、手をつけられないほど事情が複雑化している場合がある。いわゆる過払い案件が大量に存在したことをふり返っても、島外からの島しょの経済活動への様々な働きかけがあることは明らかである。紛争の金額的規模も、簡易裁判所の訴訟ではとても扱えない額に及ぶものも散見される。

当然ながら相談それぞれの内容には、これらに加え、農業や漁業のような生活に密接する共同性を基盤とする産業構造に由来する社会関係、人口的な過疎化に加え司法に限らない「専門職過疎」や医療などを含めた高度専門施設がそろわない状況、その島の産業構造やそれまでの歴史・文化、支配関係や政治的状況に由来する事情、さらに自治体内での位置づけや自治体の配置状況など、個々の島しょの固有のさまざまな事情が、法律問題となり得るもめごとやトラブルとともに現れてくる。

4. 司法過疎地での法サービスの充実にむけて

さて、前章までで述べたように、島しょにおいては法律問題になり得る萌芽的状況やすでに起こったもめごとやトラブルは、発生から時間がたったものを含めてたくさんあり、また、その事情や人間関係の広がりや、一般に想像されるよりずっと複雑である。

その中で、島しょの視点から見ると問題があるものの、地裁本庁支部を基準とする弁護士ゼロ・ワンはワン1カ所を残し¹⁷⁾、認定司法書士は簡易裁判所の98.6%（簡易裁判所438カ所中432カ所）を少なくともワンでカバーしており、4カ所がゼロとなっており、1990年代初めに司法過疎が問題とされてから比べれば改善されているのは確かである¹⁸⁾。

特に、ある裁判所の事務職員の「司法書士

が来てから、ようやく裁判所として機能するようになりまし

た」という発言は、司法制度が作動し適切な法サービスを行う上で、単に、法専門職と依頼者との対面的なレベルでの法サービスの事情を改善することだけではなく、司法機関の機能を向上させ、法システム全体が生み出す法サービスの改善に繋がることを示唆しており、これまでの量的アプローチでの成果として評価してよいだろう。

しかし同時に、身近にいればそれでよいということでないように見える部分もある。相談者を紹介してくれた司法書士から、「問題解決に踏み出すよう、背中を押してほしい」と言われることがあり、さらに、相談者から「島外の第三者だから話を真剣に聞いてもらえると

思った」とか、「大学なので公平に話を聞いてくれると思った」等のコメントをもらうことがある。すなわち、地域に言うことで、その身近さ故に法専門職の助言のインパクトが失われる場合があることも示唆されているのである¹⁹⁾。これに加え、弁護士や司法書士は、そこにいる法専門職に限られるにもかかわらず、利益相反になってはならない立場であることから、日常的に住民との距離を意識しなければならない場合があることも、事情を複雑にしている。

また、上記のような法専門職の定住的存在を想定する司法過疎対策に加え、これまで、全国組織としての法専門職団体や、各地の弁護士会や司法書士会は、法律相談センターの設置や各地に出向いての定期的あるいは随時の法律相談会の開催、そしてテレビ会議システムを用いた相談の実施などによって、司法過疎地へのアプローチを展開してきている。こうした取組に、都市部に集中する法専門職が自発的なチームを作って対応している場合もあって、一定の成果を上げていると思われる。

しかしながら、島しょのような司法過疎地では、都市部であれば受任する案件と同様の事案の相談を受けた場合でも、法専門職自身

や司法機関の利用にかかる金銭的・手続的コストへの考慮や、今後も紛争を抱え続けるとの心理的負担を慮って、法専門職が「あきらめをつけさせ、次への踏ん切りのための踏切板になる」ことや「やんわりと泣き寝入りを勧める」ような助言となることが多くならざるを得ないという。また、金額が大きくても身近な簡易裁判所で扱えるように調停を勧めたり、訴額の裾切りを考慮することもままあるという²⁰⁾。

このように、より立ち入って司法過疎地での法サービスの事情を見ると、法専門職と対面する機会の量的な確保だけではなく、その「質」の確保への考慮と対処が必要であることがわかる。

5. おわりに

最近では、弁護士の増員や「ゼロ・ワン」を基準とする地方での分布状況の改善やこれまで弁護士がいなかった地域での開業者の増加などにより、司法過疎問題自体、すでに解消された問題のように扱われる場面に出会うことがままある。

しかし、上記のように、島しょでの法サービスの視点は、その固有な側面に加え、他の司法過疎地と共通する事情への示唆、より一般的な法サービスの特質と考えられる事情や「法の支配」の貫徹を目指すに当たっての課題を浮き彫りにする。

さらに、現在の法曹養成の事情を見ると、今後現在の状況が続くわけではないことは明らかである。まず、司法試験合格者数について「少なくとも1500人」という設定²¹⁾により、弁護士の増加率は抑制されることになっている。これに加え、企業法務を中心とする弁護士の職域の拡大の勢いは極めて強く²²⁾、国や自治体での弁護士の採用も進んでおり²³⁾、その吸収力により、現在のような司法過疎地への展開のための人材確保が難しくなることも想像される。

法テラスやひまわり基金も、司法過疎地へ

の事務所への展開は採算重視という方針になりつつあるといわれ、法務局の統合も進んでいる。都市圏と地方だけではなく、組織対個人の法サービスの格差の拡大も考えられ、今後も島しょ部が司法過疎地域対策の視野から漏れ続けることが憂慮される。

こうした背景のもとで我が国の「法の支配」の貫徹を展望するとき、司法書士の役割と今後の取組の展開が、我が国における法サービスの「質」を左右するものとして一層注目されるのである。

- 1) 本稿で言う「法サービス」とは、通常イメージされる法専門職による業務上のサービスに限らず、裁判所が「判決」を提供するという法サービスを行う機関であることや、弁護士や司法書士が訴訟を代理したり、法律相談による助言を行うことなどを含めて、国民が権利を実現し適切な社会関係を構築するために「法」の恩恵をもたらすことができるプロセスで提供されるものすべてを指す。
- 2) 司法制度へのアクセスの平等を憲法上の権利と位置づけて検討するものとして、横大道聡「鹿児島編「離島」の憲法事情」新井誠、小谷順子、横大道聡編著『地域に学ぶ憲法演習』日本評論社(2011) pp.102-111、同「ロー・クラス発信憲法地域事情(2・鹿児島編)僻地における憲法価値の実現に向けて--鹿児島島の離島の住民事情から」法学セミナー第53巻11号(通号647号)(2008) pp.70-73
- 3) 本稿において「島しょ」とは、さしあたり北海道、本州、四国、九州の4島を除くものとしておく。この4島を「本土」と呼ぶことがあるが、歴史的・場面的に様々なニュアンスを持つため、本稿では意図をもって便宜的に「大規模4島」と呼んでおく。さらに本稿での「島しょ」のイメージや取り上げる知見は、筆者が関わった鹿児島大学法科大学院による「離島等司法過疎地における法律相談実習」で縁を持った鹿児島県の有人島しょ、特に屋久島、種子島、徳之

島、奄美大島を中心とするものであるということと、筆者の経験が法曹養成を旨とする法科大学院での教育経験に依拠することから、弁護士への偏りがあることにご了解をいただきたい。なお、司法過疎の問題に対する筆者のパースペクティブの背景には、「ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策に学ぶ」法学セミナー56(1)(通号673)に掲載の各論文がある。

- 4) 米田憲市「司法過疎から見る法と社会」法学セミナー56(1)(通号673) pp.26-29(2011)。
- 5) 本稿においては、「司法書士」は、個々を含む職業集団としての呼称。「司法書士会」は司法書士の組織的な活動や業界としての文脈でという側面を用いる。土業としての公式組織を指す場合は、日本司法書士会連合会(日司連)、全国青年司法書士協議会(全青司)など具体名で扱う。弁護士についても、同様と理解願いたい。
- 6) ここで「法専門職」とは、さしあたり弁護士と司法書士を想定しつつ、より広く社会生活を法的側面から支える役割を果たす専門職をイメージしている。「法専門職性」という場合、その権限の幅や職域をイメージしている。
- 7) 飯考行「司法過疎対策の漸次的変容-依頼者のQOL向上のための法サービスに向けて」専修大学法学論集126巻 pp.263-285(2016)では、「司法過疎」問題の来歴や研究動向などについて詳しく扱っている。
- 8) 日本弁護士連合会「弁護士過疎・偏在対策-活動の歩み-」http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/kasohenzai/kasohenzai_katsudokeika2014.pdfによれば、「弁護士業務の改革を目指して-市民との接近障害を改善するために-」というテーマの下で開催された「第8回弁護士業務対策シンポジウム」の第2分科会(パート1 弁護士偏在問題を考える)で初めて「弁護士0~1マップ」として公表されたという。なお、渡辺光夫「四国における司法過疎偏在問題」日本弁護士連合会編『日弁連60年』日本弁護士連合会(2009) pp.438-439によると、当初は「ゼロイチ」マップと呼んでいたようである。

- 9) 矢筈原浩介「司法過疎の現状と課題－北海道網走郡女満別町」法律文化2004年5月号 pp.30-31参照。
- 10) 以上は、細田長司「日司連が考える司法過疎対策について（平成22年1月全国司法書士会司法過疎対策担当者会議における説明）」日本司法書士会連合会『司法書士白書2009年度版』日本司法書士会連合会（2009）pp.127-128による。
- 11) 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法第1条で「鹿児島県奄美市および大島郡の区域」と定義されている。
- 12) この1名は、日司連の開業支援事業により、開業した司法書士である。
- 13) ややレベルの違う話ではあるが、鹿児島地家裁からの控訴裁判所は、福岡高裁宮崎支部であるが、鹿児島中央から博多までの九州新幹線の全通以来、博多駅までほぼ90分で毎時2 本、宮崎駅までほぼ150分で2時間に1本であり、特急料金に差はあるものの、鹿児島からは福岡高裁本庁の方が実感として便利であると感じられるという事例もある。ちなみに、宮崎支部の取り扱い事件は、鹿児島地裁からの控訴事件が半数を遙かに超えると言われる。
- 14) 鹿児島大学法科大学院は、「地域に学び、地域に貢献する」ことをミッションとして、「離島等司法過疎地における法律相談実習」を必修科目とし、これまで13年にわたり延べ20回以上、会場数にすると延べ80カ所以上での法律相談を実施してきた。これについては、米田憲市「鹿児島大学法科大学院の実習・臨床科目の効果と意義－社会との関わりからの視点から」『法曹養成と臨床教育』第2巻 pp.138-145（2009）、米田憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習－鹿児島大学法科大学院の取り組みから（特集臨床法学の課題と展開）」『自由と正義』第60巻4（723）号 pp.63-65（2009）に紹介がある。
- 15) 鹿児島大学法科大学院が実施する法律相談では、相談室1室に対して、待合室をできる限り2室用意するよう心がけ、相談室の声が待合室に聞こえないように留意し、相談室への移動の際などには、他の相談者とかち合わないよう確認してから案内するようにしていた。このことは守秘義務の説明を丁寧に行っていたこととともに、利用者から非常に高い評価を得ていた点のひとつである。小佐井良太「屋久島法律相談と利用者ニーズ－鹿児島大学「離島リーガルクリニック」利用者調査から」法学セミナー56(1)（通号673）pp.12-13（2011）
- 16) 「田舎に法律問題が乏しいという意見は、都会は怖い・田舎はのんびりしているという、反都市主義の神話の名残のように思われる。社会学の知見によればこの神話は都市化に伴う文化現象にほかならない」というのは、櫻村志郎「司法過疎とその対策」法社会学第63号 p.74（2005）である。
- 17) 「弁護士ゼロワンマップ（平成26年11月1日現在）」http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/zero_one_map2016_11.pdf。弁護士のゼロ・ワンは、これまで2回解消されたことがあるが、間もなく別の地域でワン地域が発生しており、今後も予断を許さないイタチごっこ状況になっているように見える。「弁護士過疎・偏在解消の状況」http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/counsel/kaso_taisaku.html
- 18) 平成27年5月14日現在。『司法書士白書2016年版』p.48
- 19) 前出注15、小佐井良太（2011）。
- 20) 櫻村（2005）前出注16にも、類似の指摘がある。
- 21) 法曹養成制度改革推進会議決定『法曹養成制度改革の更なる推進について』（平成27年6月30日）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hoso_kaikaku/pdf/honbun.pdf
- 22) 小島武司、米田憲市監修、経営法友会法務部門実態調査検討委員会編著『会社法務部：〈第11次〉実態調査の分析報告』商事法務2016（別冊NBL；No.160）
- 23) 日本弁護士連合会編『弁護士白書 2015年度』日本弁護士連合会（2015）pp.150-153 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2015/3-4_ninkitsuki_komuin_2015.pdf